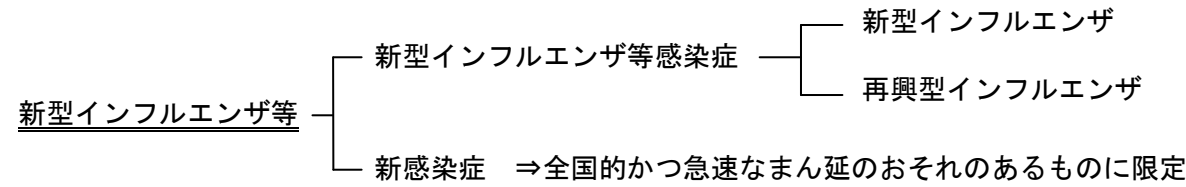


堺市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I. 計画策定の背景

1. 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
2. 平成 25 年 4 月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制等を整備する必要がある。
3. 本市においては、これまで任意に行動計画を策定し、パンデミックに備えて事前準備に努めてきたところであるが、特措法の施行を受け、対策の充実や強化を図るため、新たに行動計画を策定する。
※今後、政府及び大阪府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備し、対策の充実を図る。

II. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

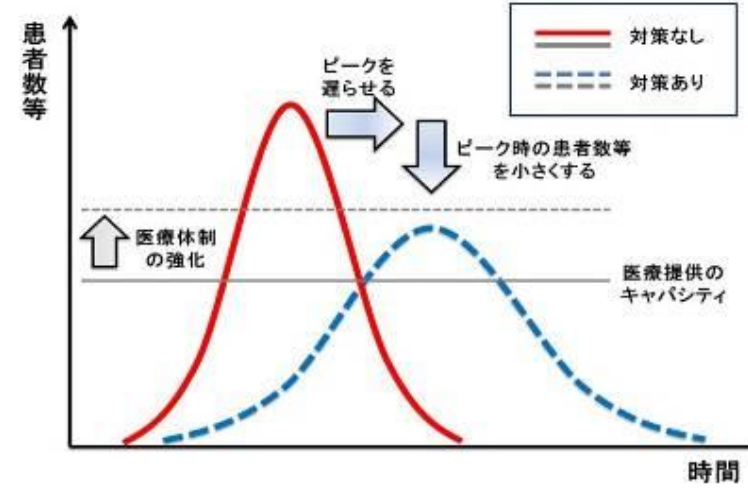


III. 対策の目的及び基本的な戦略

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

＜被害想定＞

＜対策の効果 概念図＞



指標	堺市
人口 (H22)	約 84 万人
罹患者数 (25%)	約 21 万人
受診患者数 (上限値)	約 16 万 6,000 人
I 中等度の推計: アジアインフルエンザ並みの致命率 0.53% の場合	
入院患者数 (上限値)	約 3,500 人
死亡者数 (上限値)	約 1,100 人
1 日当たり最大入院患者数	約 700 人 (流行発生から 5 週目)
II 重度の推計: スペインインフルエンザ並みの致命率 2.0% の場合	
入院患者数 (上限値)	約 1 万 3,100 人
死亡者数 (上限値)	約 4,200 人
1 日当たり最大入院患者数	約 2,600 人 (流行発生から 5 週目)

(備考) 政府行動計画で示された推計値を参考に算出。

■各発生段階における主な対策

	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
対策の目的	・発生に備えて体制の整備 ・市内発生に早期確認に努める	・市内発生に備えて体制の整備	・感染拡大をできる限り抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に ・市民生活・経済への影響の最小限化	・市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	・行動計画の策定 ・連携体制の確立 ・訓練の実施、人材の育成 等	国・府・市・指定（地方）公共機関挙げての体制強化			・対策本部の廃止 等
サーベイランス※1 情報収集	・通常のインフルエンザに対するサーベイランスの実施 等	発生段階に応じたサーベイランスの実施			・通常体制に戻す 等
情報提供・共有	・情報提供、共有について庁内外の体制整備 等	・多様な手段による情報提供 ・コールセンター等の設置 等	・引き続きサーベイランス強化等 ・臨床情報把握 等	・多様な手段による情報提供 ・コールセンター等の継続 等	・情報提供のあり方の見直し ・コールセンター等の体制の縮小 等
予防 まん延防止	・個人レベル、職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発 ・平時からの検疫所との連携 ・住民に対するワクチン接種の準備 等	・市内での感染拡大防止策の準備 ・検疫所との連携強化 ・特定接種（備蓄ワクチン）の準備、開始 ・住民に対するワクチン接種の準備 等	・住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・住民に対するワクチン接種の準備、開始 等	・住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・住民に対するワクチン接種の継続 等	・第二波に備えた住民に対するワクチン接種の継続 等
医療	・市内における医療体制の整備 ・感染期に備えた医療の確保 ・検査体制の整備 等	・帰国者・接触者相談センターの設置 ・帰国者・接触者外来の設置 ・医療体制の整備 ・医療機関への情報提供 ・検査体制の整備 ・患者の搬送移送体制の確立 等	・帰国者・接触者外来による診療体制 ・医療機関への診療情報等の提供 ・必要に応じ、一般の医療機関での診療体制に移行 等	・一般の医療機関における診療体制へ移行 ・入院は重症者のみとする 等	・通常体制に戻す 等
市民生活及び 市民経済の安定 の確保	・要援護者への生活支援 ・物資及び資材等の備蓄 等	・職場における感染予防策の準備 ・市民・事業者への行動の呼びかけ ・要援護者への生活支援 等	・市民・事業者への行動の呼びかけ 等 ◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定 ・要援護者への生活支援 等	・市民・事業者への行動の呼びかけ 等 ◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定 ・要援護者への生活支援 等	・市民・事業者への行動の呼びかけ 等 ◆緊急事態宣言発出時 ・業務の再開、緊急事態措置の縮小もしくは中止 ・要援護者への生活支援 等

(備考) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

※1 サーベイランス：疾病の発生状況やその変化を継続的に調査、把握し、対策に必要なデータを体系立てて収集、分析すること。

※2 緊急事態宣言：新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、政府が発出する。